

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和2年6月1日
【会社名】	株式会社エスケイジャパン
【英訳名】	SK JAPAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八百 博徳
【本店の所在の場所】	大阪府中央区南船場一丁目13番27号
【電話番号】	06(6262)9221
【事務連絡者氏名】	管理部長 石井 正則
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽七丁目5番8号 東陽町MLプラザ3F
【電話番号】	03(6660)5005
【事務連絡者氏名】	管理部長 石井 正則
【縦覧に供する場所】	株式会社エスケイジャパン東京本社 (東京都江東区東陽七丁目5番8号 東陽町MLプラザ3F) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の東京本社は、未登記につき法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

令和2年5月28日開催の当社第31期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和2年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円(普通配当4円、記念配当2円)、配当総額は50,435,766円

剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年5月29日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規程の新設ならびに監査役および監査役会に関する規程の削除等の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、八百博徳、松田忠夫を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡崎栄一、宮平崇、佐井恵子を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、篠原耕治を選任するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成29年5月25日開催の第28期定時株主総会において、年額200百万円以内(うち社外取締役分年額15百万円以内)とご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの報酬額およびその職責を考慮して、年額200百万円以内(うち社外取締役分年額15百万円以内)と設定するものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とするものであります。

第8号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)による長期安定的な株式保有の促進と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式の付与のため支給する金銭報酬の総額を、年額50百万円以内(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)と設定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	57,960	1,473	-	(注)1	可決 97.08
第2号議案	58,511	922	-	(注)2	可決 98.01
第3号議案					
八百 博徳	57,888	1,545	-	(注)3	可決 96.96
松田 忠夫	57,949	1,484	-	(注)3	可決 97.06
第4号議案					
岡崎 栄一	58,303	1,130	-	(注)3	可決 97.66
宮平 崇	57,369	2,064	-	(注)3	可決 96.09
佐井 恵子	57,940	1,493	-	(注)3	可決 97.05
第5号議案					
篠原 耕治	54,309	5,124	-	(注)3	可決 90.97
第6号議案	58,480	953	-	(注)1	可決 97.95
第7号議案	58,465	968	-	(注)1	可決 97.93
第8号議案	56,889	2,544	-	(注)1	可決 95.29

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上